

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）の改正について（報告）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正のポイント

1 労働者の高齢化を見据えた取組の明確化

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）に、労働者の高齢化を見据えて、労働者自らが身体機能の維持向上に取り組めるよう、健康測定の実施等を明記した。

- ① フレイル※₁やロコモティブシンドローム※₂の予防に取り組むことが重要であること
 - ② エイジフレンドリーガイドラインに基づく対応が重要であること
 - ③ 筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、身体機能セルフチェック、フレイルチェック、ロコモ度テスト等の健康測定を実施し、体力の状況を客観的に把握することが考えられること
 - ④ 健康づくり活動の実施に当たっては、高年齢労働者の居住する市町村や地域包括支援センターに相談することも可能であること
- ※検討会の報告書に加え、エイジフレンドリーガイドラインとの整合性についても明記

※ 1 フレイル…

加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ 2 ロコモティブシンドローム…

年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

（5）労働者の健康づくり等

イ 転倒災害や腰痛などの労働災害は、事業者が適切な作業環境を確保し、適切な作業方法を定めることにより、その発生リスクを低減させることが第一であることはいうまでもないが、これらの災害は、加齢による筋力低下や認知機能の低下、焦りや注意力の欠如等個々の労働者の心身の状況が大きく影響しており、労働者ひとり一人が事業場における取組や地域における取組も活用しながら心身の健康の維持・向上に努めていることが重要である。このため、国として以下取組を進めることも必要である。

ウ 労働者自身による健康状況の継続的な把握と、骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生に影響するリスクの「見える化」により労働者の健康づくりを促進すべき。

＜「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」中間整理（令和4年9月27日）抜粋＞

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正のポイント

2 事業者と医療保険者との連携の強化

「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」での議論を踏まえ、THP指針に事業者と医療保険者が連携して健康保持増進対策をより効果的に推進できるよう、コラボヘルスへの積極的な取組等を明記した。

- ① コラボヘルスの推進に積極的に取り組む必要があること
- ② 労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等のデータを、医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータと比較し、労働者の健康状態の改善等に積極的に活用することが重要であること
- ③ 健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存・管理させることが適切であること

※ 1 コラボヘルス…

保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行すること

○事業場における労働者の健康保持増進のため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を改正し、健康保持増進対策の考え方に以下の内容を明確化する。

- ・事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスを積極的に推進すること
- ・事業者は事業主健診情報を積極的に医療保険者と共有すること
- ・事業主健診情報は電磁的な方法による保存・管理が適切であること

< 「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」とりまとめ（令和4年11月）抜粋 >

3 適用日

令和5年4月1日

参考：「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」概要

【趣旨】

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（以下「健康保持増進措置」という。）が適切かつ有効に実施されるため、当該措置の原則的な実施方法について定めたもの

【健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項】

- 健康保持増進対策を中長期的な視点に立って、継続的かつ計画的に行うために、左図のとおり、PDCAサイクルに沿って進めることが重要であること



健康保持増進対策の各項目（PDCAサイクル）

【事業場における実施事項】

- 各事業場実態に即した適切な体制の確立及び実施内容について、以下の事項より選択して実施すること

（1）体制の確立

- ・ 事業場内の推進スタッフ
（例）産業医、衛生管理者、保健師、産業保健スタッフ、人事労務管理スタッフ等
- ・ 事業場外資源
（例）労働衛生機関等の支援機関、医療保険者、地域の医師会、産業保健総合支援センター等

（2）健康保持増進措置

- ・ 労働者の健康状態の把握
（例）健康診断、健康測定（生活状況調査、運動機能検査・運動負荷試験などの医学的検査等）
- ・ 健康指導の実施
（例）メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導等